

第 1 2 3 回

京都市大規模小売店舗立地審議会

議 事 録

日 時：平成 24 年 11 月 26 日（月）

午後 1 時 30 分～2 時 57 分

場 所：KKR 京都くに荘 4 階 大会議室

開 会

●事務局（小山課長） 本日は委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき誠にありがとうございます。

ただ今から、京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。本日の委員の方々のご出席状況でございますが、8名の委員にご出席いただいております。したがって京都市大規模小売店舗立地審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは審議にあたりまして、山本商工部長からご挨拶させていただきます。

●山本部長 大変お忙しい中、またお足元の悪い中をお出でいただきまして本当にありがとうございます。皆様方にはこの間、大規模小売店舗の立地について本当に真剣に、また熱心にご議論をいただいております。本当に感謝をいたしております。キリン跡地の関係もまた動きがあるような状況になってございます。今後とも京都の商業がよりよい形で振興いたしますように皆様方のご意見、ご識見、そういったものに私ども心よりご期待申しあげておりますのでよろしくお願い申し上げます。

本日は、イオン洛南ショッピングセンター、イオンモール京都五条、それからイオン伏見店のイオン3店舗における営業時間についての諮問及び届出者説明、それと店舗運営に関する報告ということで、京都ヨドバシビルにおける駐車場運営に関する若干の報告でございます。

どうぞ活発なご議論をよろしく願いいたします。

●事務局（小山課長） それではお手許にございます資料等を確認させていただきます。各委員のお手許には、審議会次第、資料1「イオン3店舗に関わる届出概要」、資料2「イオン3店舗 検討資料」、資料3「(仮称) ライフ北白川店に係る市意見」、資料4「立地法に係る計画一覧」、以上を資料として用意しております。さらに、12月の日程調整表も置かせていただいておりますので、ご確認願います。

傍聴者の方用には、「本日の閲覧資料」及び今回の届出者説明に関わる計画書を、後方の閲覧資料台に備えておりますのでそここでご覧ください。

それでは早速、審議会を始めたいと思います。市川会長、よろしく願いいたします。

議 題

1 平成24年6月届出案件

「イオン3店舗に係る諮問及び届出者説明」

●市川会長 およそ半年ぶりの審議会でございますが、また動き始めましたのでよろしくお願い致します。それでは、ただ今より第123回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。議題1「平成24年6月届出案件 イオン3店舗（イオン洛南ショッピングセンター、イオンモール京都五条、イオン伏見店）」ですが、これらについて京都市から諮問を受けたいと思います。

●山本部長 委員のお手許にお配りしております諮問書のとおり、本日付で諮問させていただきます。なお、本件について諮問の了解をいただけましたら、引き続き、届出者から計画説明を行ってもらうべく、待機しておりますので併せてご審議のほどお願いいたします。

●市川会長 ただ今、市長より諮問を受けました届出案件の概要について、事務局から説明をお願いします。今、部長のお話にございましたように特にご異議がなければ、引き続き届出者説明に進んでまいろうかと考えますがよろしいでしょうか。

——（委員から特に発言なし）——

●事務局 それでは事務局から検討資料をご説明申しあげます。お手許の資料をおめくりいただきまして1ページからでございます。7ページまでは公告縦覧により届出内容をお知らせしている資料となります。

まず、イオン洛南ショッピングセンターでございますが、開店時刻の9時を7時に変えることに伴いまして、駐車場を利用できる時間帯も変更となるという内容でございます。入店しているすべてのテナントで実施する形となっております。なお、核となる小売業者がイオンでございますので、今回はイオンの関係者から説明をしていただくという段取りで考えております。

おめくりいただきまして3ページでございます。次はイオンモール京都五条です。こちらも開店時刻を9時から7時に変えるとともに、それに伴います駐車場に関しての利用時間帯が8時半からに変わるという内容でございます。この店舗におきましても、他のテナントも入っておりますが、核となる小売業者がイオンであり、店舗全体の管理という面からもイオンの関係者から説明ということで考えております。

おめくりいただきまして5ページからは、イオン伏見店でございます。この店舗では、開店時刻を8時から7時からに変えるとともに、隔地駐車場の利用実態を踏まえて開店時刻に合わせて利用時間を変えるという内容です。なお、この店舗では荷さばきに関する時間帯も合わせて朝6時半から6時という変更になってございます。

引き続きまして、審議にあたりましての検討資料をご説明申しあげます。資料2、8ページでございます。従前のとおり、意見書、地元説明会での概要及び説明等実施報告書に合わせて店舗周辺の現況写真を掲げてございます。

すでに新聞等でご案内のこととは存じますが、今回の時間変更はイオンの各店舗におきまして、夏場に開店7時ということでございましたが、今回の届出対象となっている店舗及び来月届出者説明の予定店舗につきましては、地元からの声もあったということで、現在でも引き続き実施されているところです。

なお、大店立地法上の取扱いでは、営業時間の変更はすぐに現状復帰が可能ということもあって、先行実施を容認しておりますが、本市では地域住民の方々への説明が終わり、特に支障ないということであれば、実施という段取りを認めておりますが、実施以降、これまでのところ苦情の受付を含め特に支障となる状況は発生していないという状況です。

おめくりいただきまして9ページでございます。今回の変更に関わります3店舗につきましては意見書の提出はございませんでした。地元説明会における意見等の概要としましては、イオン洛南ショッピングセンターでは、駐輪場、駐車場の運営に関する事、イオンモール京都五条では、来店客車両に関する交通誘導と騒音対策、イオン伏見店では出席者がございませんでした。なお、今回の変更に関しましては、実施にあたって事前に地元自治会の関係者の方々に各店舗から説明を行うとともに、求めがあれば随時説明にあがるという準備をしたうえで、説明会ということで、出席者の人数そのものは少のうございますが、地元自治会関係者が来られていたということもあり、周知という面で特に何かあったという訳ではございません。

なお、事務局としましてもすべての説明会について状況を見に行っております。

それでは、地元説明会に関する実施報告書に従ってご説明いたします。まず、10ページはイオン洛南ショッピングセンターでございます。次の11ページは具体的な質疑内容ですが、開店時刻の変更に伴って、高齢者が買い物しやすい店舗といった、店舗の利用についての要望については対応を進めているように聞いております。なお、説明会以降に特に住民の方からの意見は出ておりません。

12ページからは、イオンモール京都五条店でございます。これにつきましてはおめくりいただきまして13ページに、出入口に関わる騒音など今回の変更に限らない質問が出されておりますが、より配慮が必要な状況になっているといった話は聞いておりません。また、説明会におきましても、状況の確認を中心とした質問が多かったと事務局として聞いてございます。

さらに14ページはイオン伏見店でございますが、住民の方の出席はなかったという状況でございました。

おめくりいただきまして15ページからは事務局が撮影した現況写真でございます。営業時間の変更されたのは本年夏からでございましたが、周辺地域からの意見や苦情が出てくるかどうかを見ながら、現状の把握に努めることとし、事務局による目視ということで写真撮影はしておりませんでした。継続的に実施されていることから早朝開店が定着してきた結果、どうなっているかという視点から、休日における早朝の状況ということで、日曜日の主として朝7～8時にかけての状況を撮影しました。

まず、イオン洛南ショッピングセンターでございます。おめぐりいただきまして16・17ページは出入口に関わります実際の動き、人の出入りでございます。総じて申しあげると7時過ぎぐらいの段階から高齢者の方が来られており、日曜日でも利用者が多いという印象でした。

店舗内部における顧客の撮影は具合が悪いということでございましたので、事務局で確認をするに留めました。交通整理員の配置は平日と同様に行われているということでございますので、これまでのところ、交通処理や交通安全に関しまして新たな課題があるという訳ではないと考えております。

続きまして18ページ、イオンモール京都五条でございます。次項の19・20ページに出入口の状況です。この店舗の傾向としまして、自転車の利用が結構多いように見受けましたし、洛南ショッピングセンターと同様に高齢者の利用が多いような状況でございましたが、特に支障は見受けられなかったという状況です。

21ページからはイオン伏見店でございます。周辺地図につきましては、荷捌き時間が早朝に設定されといることもあり、音源の確認の意味も含めて騒音関係の資料を使用しております。

早朝荷捌きの状況を確認する意味でも、本店舗につきましては早朝作業に間に合うように事務局が撮影に行きました。22ページは開店前の状況ということで、自転車置き場の状況です。本店舗は隔地駐車場を確保している一方で、自転車による来店が多い店舗でもあり、店舗入口前に自転車置き場を確保しておりますが、施設の安全な使用や災害対応など、現在の駐輪場の配置でよいかどうか今後検討していくとのことです。

23ページについては実際の荷さばきの状況ということで、午前6時20分ごろの状況の写真でございます。交通誘導員を道路の周りに立たせておりますが、作業が実際に終わるまで確認をしておりましたが、従業員が手を運ぶ等を含め、作業音などについては配慮されていたと思われました。今回の撮影については、その時期や時間帯は事務局で任意に設定しましたので、道路に荷捌き車両が駐停車しないよう配慮するなど、基本的に周辺への配慮を踏まえた作業であったと理解しております。なお、イオン伏見店については他の店舗と比較して、朝の利用はやや少ないような状況でした。

長くなりましたけれども、事務局から届出内容と検討資料の説明は以上でございます。

●市川会長 3店舗についての概要説明をいただきました。それでは議題1に入ります。「平成24年6月届出案件 イオン3店舗に係る届出者説明」です。担当の方に入ってくださいますので事務局お願いいたします。

—— (担当者入室) ——

●事務局 それでは自己紹介のあと、座ったままで結構ですので説明をお願いいたします。

●イオン（山内） イオンリテール株式会社の店舗開発を担当しております山内と申します。よろしくお願ひします。今回の京都市の3店舗につきまして、7時開店の届出をさせていただきました。この取組みにつきましては、当社が全国的な取組みとして7月から続けております。朝7時からの開店でこの京都市においても始動させていただいておりますけれども、地域の皆さんからもご好評をいただいております。今後も地域の皆さんのお声を聞きながら運用していきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願ひ申し上げます。

●イオン（木村） コンサルの株式会社環境総合テクノスの木村と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは私のほうから変更計画について説明させていただきます。まず、イオン洛南ショッピングセンターについてです。こちらのほうの所在地は京都市南区吉祥院御池町31番地となっております。地図のほうを27ページに添付しておりますのでご参照よろしくお願ひします。今回変更内容としましては開店時刻朝9時（ただし2008年8月12～17日にあたっては8時）を7時に変更するという計画でございます。それに伴いまして来客が駐車場を利用できる時間帯につきましても合わせて2時間ほど繰り上がるという計画になっております。それにつきまして駐車場、駐輪場、騒音、廃棄物等につきまして検証を行っておりますので、その説明をさせていただきます。

まず、駐車場につきましては計画書の5ページに駐車場の設置運営計画を示させていただいております。今回、朝2時間、営業時間が繰り上がることとなりますけれども、本来の駐車場のピーク時間は夕方、または昼の時間帯で、ピーク時間に今回の営業時間の変更は影響を与えないということから、駐車場の設置につきましては影響はほとんどないと考えております。ただし、歩行者への安全の確保ということで、今までどおり、交通整理員を出入口に配置して、誘導を適切に行っているということをご説明させていただきます。

駐輪場につきましては9ページに記載しておりますけれども、こちらにつきましてもピーク時間は朝の時間帯ではなく、夕方の時間帯ですので、今回の営業時間変更の影響は軽微であると考えております。

10ページに荷さばき施設の設置配置計画についてですけれども、11ページに時間帯別の台数を示させていただいております。今回荷さばきができる時間帯は9～10時でして、この時間帯について変更することはございません。また搬入車両の台数自体も増加することはありませんので、影響は軽微であると考えております。

なお11ページの車両台数のほうですが、車両の大きさが記載してありませんでしたので、4トン以上が66台、4トン未満が51台の合計117台の搬出入台数があるということ併せてご説明させていただきたいと思ひます。

12ページ以降に騒音発生に対する対策ということで検証しております。今回、朝の時間に営業時間を変更しますので、昼間の等価騒音レベルのほうで影響がござひますが、それで環境

基準値以下と予測がされています。結果のほうは 14 ページ以降に示させていただいております。また夜間についてはまったく変更はございませんけれども、夜間の環境基準値及び設置基準値以下と予測される結果が得られております。

23 ページに廃棄物の保管施設の配置及び運用計画を示させていただいております。廃棄物の保管容量としては規定に基づく排出量を上回る保管容量を確保しております。今回の営業時間変更では搬出入量を変更することがございませんので、廃棄物の排出量自体も増加することはないと考えております。

25 ページに町並づくり等への配慮に関する事項として、イオンリテールが行っている配慮について行っていきたいと記載しております。

最後に、今回営業時間変更を 7 月 1 日以降としておりますけれども、説明会以降、店のほうに朝の営業時間の変更についての苦情等は今のところいただいておりませんことを、併せてご報告させていただきます。

続きましてイオンモール京都五条店の説明に入らせていただきます。こちらのほうは京都市右京区にございまして、場所のほうを変更計画書の 39 ページに載せさせていただいております。こちらの店舗も朝 9 時から 7 時（ただし、2008 年 8 月 12～17 日にあたっては 8 時）の開店時間を通年に変更する計画がございまして。

こちらのほうも同じく、駐車場の設置運営計画について 8 ページに記載させていただいております。こちらにつきましても朝の営業時間であるため、昼間のピーク時の車両台数については変更はないと考えまして、駐車場の設置につきましても朝の営業時間変更は影響を与えることがないと考えております。またこちらの店も同様に、駐車場の入口には交通整理員を配置しまして、歩行者等の安全確保に努めております。

14 ページに駐輪場の設置運営計画ですけれども、こちらの店も洛南店と同様に設置台数は動かしませんので、朝の営業時間の変更による影響は軽微だと考えております。また 15 ページの荷さばき施設につきましても、今回の営業時間では 6～22 時の時間帯の変更はございません。それプラス車両の台数自体の増加はありませんので、影響はほとんどないと考えております。

18 ページに騒音発生に対する対策としまして、騒音予測結果を示させていただいております。こちらにつきましても朝の営業時間の変更ですので、昼間の時間帯の等価騒音レベルが上昇しますが、すべて環境基準値以下と予測されています。また夜間の環境基準及び夜間の規制基準値については変更はございませんし、現状でも基準値を下回っているという予測結果が得られております。

33 ページに廃棄物等の保管施設の配置及び運営計画です。こちらにつきましても搬出入量を変更することがございませんので、廃棄物の排出量は増加しないと考えております。また 37 ページに町並づくり等への配慮に関する事項として、こちらのお店で行っている配慮について記載させていただいております。こちらのお店も 7 月 1 日に営業時間を変更しておりますけれ

ども、説明会後に朝の営業時間に関する苦情というものはいただいております。

最後にイオン伏見店です。こちらは京都市伏見区にございまして、具体的な場所はお手許の広域見取図の 25 ページに示させていただいております。

こちらの変更計画につきましては朝 8 時（年間 31 日、年末年始・盆・ゴールデンウィーク等、それ以外は 9 時というものを通年 7 時に変更する計画でございまして、それに伴う駐車場の利用できる時間帯を変更する計画としております。さらに荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯につきましては、6 時半～20 時を 6 時～20 時と 30 分繰り上げる計画としております。

こちらの駐車場の設置運営計画についてですけれども、こちらにつきましても朝の営業時間の変更ですので、車両のピーク台数にはほとんど影響を与えないと考えております。そして 9 ページ、駐輪場の設置運営計画ですけれども、これにつきましても設置台数は増加しませんので、車両台数は十分確保されていると考えております。

そして 10 ページが荷さばき施設の設備運営計画に関する配慮事項ですけれども、今回 6 時半から 6 時に変更することによって、計画書のほうに示させていただいていなかったのですけれども、6 時から 7 時の台数が計画書では 5 台としておりましたが、実際営業時間を変更することによって 6 時から荷さばきを行っておりますので、6 時の台数が 9 台、そして 6～7 時の台数が 6 台から 6 台、8 時の台数が 12 台から 8 台と、朝の 6 時台のほうにシフトするような変更計画を行っております。これによって通学時間帯の児童への搬出入の危険が低減できると考えておまして、さらなる対策として 6～10 時については荷さばき場に交通誘導員を配置して適切な誘導を行っております。

そして 12 ページに騒音発生の対策ですけれども、こちらにつきましても朝の営業時間の変更ですので昼間の等価騒音レベルが上昇しますが、すべて環境基準値以下と予測される結果が得られております。21 ページの廃棄物等の保管施設に関しましても、搬出入量を変更することはございませんので、廃棄物の排出量も影響はないと考えております。

最後に 23 ページに、町並づくり等への配慮に関する事項として、イオンリテールが行っている配慮について記載させていただいております。こちらのほうにつきましても荷さばき施設の時間帯の変更及び営業時間の変更を行っておりますが、それに対する苦情というものはいただいておりますことをご報告させていただきます。

以上、非常に簡単ですが説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●市川会長 ご説明ありがとうございました。それではただ今の説明につきまして、委員の皆様から何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

●恩地委員 ご説明ありがとうございました。お尋ねしたいのですけれども、3 店舗とも共通なのですが営業時間を 9 時から 7 時に繰り上げることによって、子どもたちの通学時間帯と重

なりますけれども、この店舗周辺での通学というものはどのようになっているのか、把握されていますでしょうか。

●イオン（木村） 細かく通学路がどこということころまでは正直把握はしていませんけれども、それに対する対策として交通整理員を配置して、適宜誘導を行っているという対策を行っております。

●イオン（山内） 今こちらに資料がないのですけれども、各店の店長レベルで事前に学校なりに通学路の確認をさせております。そのうえで通学路にあたる駐車場の出入口等は特に注意する、整理員の配置をするということを事前に説明会で地元の方にご説明しております。ですからまずは児童の通学の安全面を優先的に考えて、7時の開店を実施するにあたって、そのあたりの整理員の配置をまずいちばん最初に置かせていただいて、様子を見ることはさせていただいております。

●恩地委員 結果的に子どもの通学時間帯のトラブル等はないということでしょうか。

●イオン（山内） はい。今、実施させていただいているのは7時オープンですが、今のところ職員のほうははじめに入らせていただいています。全館オープンのようにたくさん車が来るということではなく、また併せて、足元の地域の方が早朝散歩のついでという形で使っていただく方が多いものですから、車よりも歩きや自転車のほうが多いというのが実情です。そういう交通面で問題が起きているということは今のところないと思っております。

●恩地委員 もう一点、お聞きしたいのですけれども、それぞれ3店舗とも交通量の予測で入庫、出庫、滞留台数の予測をされていますが、それのもとになる実績値が、例えばイオン伏見店であれば4月3日（木）とか4月6日（日）といった実績を引き伸ばすといいますか、それを参考にしながら設定を行っておられますけれども、その4月6日という日の選び方はどういう考え方で選ばれましたか。それぞれ3店舗とも違った日を選ばれていますけれども。

●イオン（木村） 平均的な状況を呈する日ということで、特定日を除いた日を平日、休日ともに選んでおります。3連休などは除いた日を選んでいきます。

●恩地委員 これの交通量を騒音予測にも使っているわけですね。

●イオン（木村） そうです。

●恩地委員 騒音のほうはあまり詳しくわかりませんから交通についていえば、本来、年間365日のトップ日に合わせて施設をつくるのはなかなか大変なのでそういうことはしにくいと思いますが、例えば年間の5番目とか、10番目ぐらいに多い日に合わせて整備するという考え方をしているはずですが。騒音などもそういう考え方をしているのではないかと思ったので、この交通量の設定そのものがちょっとこれでいいのかなと疑問に思ったりします。

一方でもう営業されて、7月1日に時間変更されて4カ月ぐらい経っていますけれども、その間、この設定している交通量を実際に上回るほど来ていないということならそれはそれでいいのかなという気もしますが、そのあたりはどのように考えられていますか。

●イオン（山内） 今回時間の変更に伴って来客数が増えるというよりも、店舗面積が増えれば来客数が増えるというのが日常的な考え方で、時間が延びることによってお客様が増えるというよりは一緒という考え方をしていますので、いずれも届出の数値を採用させていただいて、現状問題なく運営を続けてきておりますので、駐車場の台数の数字を載せるのが本当だと思うのですが、そういう意味で過去の数字を使って、何ら問題なく今も運営しているということで説明させていただいています。ですから7時になって、どちらかというとピークの時間が、ピーク率が下がるという考え方で、お客様の混雑を朝にシフトすることによってピークが下がると考えています。

●恩地委員 そうなのですけれども、おそらく駐車場の問題はないと思いますが騒音等の問題で、今まで騒音が発生していなかった時間帯に騒音が発生するわけですから、そのときの交通量の想定が適切になされていないのであれば問題かなと思うので、その点が気にかかっているのです。そのへんは大丈夫ですか。

●イオン（木村） 騒音の予測でいきますと、テクニカルな問題かもしれませんが、駐車場に入る車すべてが駐車場全体を走行するという、非常に安全を見た騒音予測を行っておりますので、車に関しては安全予測ができていると考えております。台数自体が、年間を通して何番目に大きいのかは正直計算では把握していないのですけれども、平均的な日曜日の数値ですのでそう大きな違いはないと考えています。

●恩地委員 平均的では困ると思うのです。混んでいる日を対象に騒音予測をしないとイケないと思いますので、想定されている交通量が実際、実績値として過去4カ月間ぐらいでそれほど来られる日があまりないということであれば大丈夫だと思うのですけれども、そのへんは確認できているのかなと思ってお聞きしているわけです。

●イオン（山内） 検証しているかという点と今日そこまでの資料はないのですけれども、この数値をもってクリアしているからオーケーだという考え方はしていませんし、当然近隣住民の方からクリアしていても苦情があれば当然対応させていただいて、その対応を速やかにさせていただくという姿勢を取っています。ですから周辺の環境によって、前に国道が走っているようであればそちらの音が大きいという現状のそういう関係もございまして、伏見店のように近隣の家が敷地境界にあるという店もございまして。そういう店ごとによって、実際の地域の方々にとどのように影響を与えているかは店のものがよくわかっております。地域の方々にお話を聞きながら、問題のあるところは解決していくようにという姿勢は取るようにしています。

今のところ、そういう騒音の問題はなく回っているということで思っております。

●恩地委員 ありがとうございます。とりあえず私のほうからは以上です。

●松井副会長 かなりいくつかおうかがいしたいことと、ご指摘したいこと、お願いしたいこととがあるのですが、まず「あれっ」と思ったのは騒音の自動車の走行音のパワーレベルが 74 になっているのですが、これは何でしょうか。

●イオン（木村） 基準距離 1メートルでの値が 74 なので、パワーレベルとしては 82 d B です。

●松井副会長 わかりました。それから確認したいことは、3店舗全部そうなのですけれどもこれは特定施設ですね。当然申請されていますね。

●イオン（山内） 不案内なもので、確認すべきものはしてきたいと思えます。

●松井副会長 もししていなかったら条例違反になります。大規模店舗立地法と騒音規制法というのは完全にぶつかっているのです。大規模店舗立地法の手続きを出される方はどうも勘違いされていることが多くて、これまであまりいってこなかったのですが、例えば今回出された3店舗はいずれも騒音規制法の規制基準をオーバーしています。それは把握されておりましたか。

●イオン（山内） そちらのほうは把握していません。

●松井副会長 大規模店舗の指針ではクリアする。ただし、ここに出てきている値を見ると2店舗は騒音規制法に引っかかっているし、1店舗は府条例で引っかかっています。騒音規制法の規制基準があるのですが、3店舗とも工業地域、あるいは商業地域ということでかなり緩い基準です。それを現状で超えています。そのことをご存じなかったということですね。

●イオン（山内） はい。申し訳ないです。

●松井副会長 条例違反の場合は、京都市の場合は市長が判断することになりますけれども市が判断すれば業務中止命令が出せます。3店舗とも特定事業所ですね。ですから騒音が大店立地法の指針を超えていないからダメとか、いいということではなくて、先ほどおっしゃっていたようにクリアしていても騒音規制法を超えているのです。騒音規制法を超えているからといって即規制されるものではないのですが、ちょっと今見てみると騒音に対する苦情は出ていますね。実際レベルを超えているとなると、対策がいるのではないかと思います。

特に伏見店については早朝荷さばきがすべて超えています。午前6～8時までのあいだが夜間より5dB緩い基準がまだ続いているのです。多くの場合、最大値が代表値になりますが、それがどこだったか忘れましたが10dBオーバーしています。現状で7時ぐらいから荷さばきが始まっていると思いますので、苦情がないとおっしゃられたのですが、実際に周囲のお宅におうかがいされて聞かれているのか、あるいは受身で聞かれているのかおうかがいしたいのですが。

●イオン（山内） 今回の届出にあたりまして、店長のほうから自治会長さん経由で、今回こういう取組みをするということで何かないでしょうかということ、3店舗ともおうかがいはさせていただいております。

●松井副会長 それは下のほうまで全部いつているということですか。

●イオン（山内） そのように認識しております。

●松井副会長 説明会のときにいくつか苦情が出ていたのですが、これはどう考えたらいいのでしょうか。

●イオン（山内） 説明会でのご意見を踏まえてそれについての対応をすべく、ここにはどう対応するかが書いていないのですけれども、なんらかの対応をしていると認識しております。こういうところは確認しないとイケませんけれども。

●イオン（木村） 伏見店では苦情はなかったと思います。

●松井副会長 それは承知していますけれども、ほかのところはすべて規制基準をオーバーしているので、例えば五条店と洛南ショッピングセンターですね。

●イオン（木村） ちょっと教えていただきたいのですが、それは荷さばきの作業がということですか。

●松井副会長 荷さばきの作業も超えていますし、洛南ショッピングセンターだと車の音も計算方法によっては、敷地境界が出ていないのでわからないのですが超えるのです。敷地境界に駐車場がありますので。騒音規制法の場合は一つでも特定施設をもっているとほかの音、すべてが規制対象になるのはご存じですね。京都市ではなく、国の法律です。

特定施設を一つでも持っていたら、その事業所から出てくる音はすべて対象になるのです。これは自治体によって誤解されているところがたまにあります。ですから特定施設からの音が超えていなければオーケーということではなくて、特定施設を一つでももっていたら、そのなかを走る車、あるいは小さいファンの音、そういうのも全部対象です。それで計算結果を見ると、洛南ショッピングセンターがいちばん高くて 10 d B オーバーです。すぐ横にマンションがあるスロープのところ、南側の荷さばき施設、それから五条については北側の荷さばき施設のすぐそばで予測されていないですね。車が上がってくる北側でされていて、荷さばき施設のすぐ北側ですからおそらく同様に 10 d B ぐらい多くなるでしょう。

そういうことで苦情が出ていないのなら大丈夫かもしれないのですがけれども、特定事業所として騒音規制基準を 10 d B オーバーされている状態で、さらに朝早くから音を出したいということをおっしゃっているのだと、事業者さん側で認識されていたかどうかを確認したいのです。要するに自分たちが特定事業者だと認識していたかどうかです。

●イオン（山内） 担当の私としては、今回、立地法の届出として取組みをさせていただきました。騒音規制法については頭のなかにはありませんでした。そういう意味ではもう一度確認をして訂正したいと思います。

●松井副会長 そういうことで例えば五条店ですと、早朝の来客車両の出入りについて具体的に何をされるのか、何をされたのかということをおうかがいできますか。先ほどのお話ですとやっているはずですというお答えだったのですけれども。

●イオン（山内） そのところは報告を受けていませんで、いい加減なことをここでいわないほうがいいと思います。ただ、当然地域の方からのご意見ですのでそのまま放ったらかしにはしておりませんので、それはまた別途報告させていただきたいと思います。

●松井副会長 荷さばきについては何かされていますか。

●イオン（山内） 騒音規制法として引っかかっているということだと思いますけれども、すみませんがそういう認識がまったくなかったものですから、今のところそれについてどうこうというところの情報をもっていません。

●松井副会長 昼間の騒音についても無理やりといいますか、そのまま規制法を適用すると敷地境界だと超えると思います。すぐ横を車が通りますから。そういう場合、だからといって即勧告や命令が出るとは思いませんけれども、実際にこういう苦情が出たときに基準値をクリアしていますとか、利用されている基準値というのは環境基準値ですね。日本の環境基準は緩さが世界で1番です。

●イオン（山内） あくまでも立地法としての説明しかしていませんので、環境基準云々ということはしていませんし、今までしていなかったと思います。

苦情に対してですか。苦情に対して数値的な説明まではしていません。ですから地域の方々が納得できるような対応をさせてもらうことによって話をしていくということはおしておりますけれども、それによって数値がこうなったというところまでは今のところ出したことはありません。

●松井副会長 すると現状で3店舗、大規模店舗立地法の指針はクリアしているかもしれませんが、騒音規制法を常時オーバーしているのだという立場で周辺に対策の必要があればやっていただくと考えてよろしいのでしょうか。

●イオン（山内） 私も規制法についてはまったく素人で申し訳ございませんがまったく中身がわかっていません。当然守るところは守らなければいけないのでしようし、そういうところは社に戻ってもう一度それなりの認識をもって対応のほうを図りたいと思います。

●松井副会長 具体的なことですけれども、例えば洛南ショッピングセンターですと、早朝から一般車両については南側のスロープを使わせない。あるいは北側の1列、2列を使わせないということだけでかなり下がります。五条店については平面駐車場のみを使うということであれば完全に解決します。

●イオン（山内） すみません。今、私の一存で「はい、やります」といえない立場ですので、今のお申し出につきましてはそうすればクリアすることを踏まえて、どこまでできるのかということを検討していきたいと思います。

●松井副会長 それから五条ですが、予測計算で74でされています。スロープのところは74のはずはなく、回折のところでは控えめに見積もられているようではあるのですが、おそらくあそこはスロープだと場合によっては10ぐらい上がるかもしれません。そういうことを考えると実際に計測はされていないですね。スロープからがどのぐらいの音になっているか。あるいは今、予測されているポイントがありますけれども、そこで最大どのぐらいかということを出していないですね。

●イオン（木村） ポイントでは出していません。

●松井副会長 あくまで予測ですね。

●イオン（木村） そうです。

●松井副会長 今、見ているレベルぐらいだったらそれほどたくさんの苦情はこないのではないかと数値が記載されているのです。40台で、おそらくかなり仮定が入っていますのでスロープの天井、壁面等の反射は入れていませんから、かなり低めに見積もってしまっているのだらうと思います。そういうことを考えると先ほどいった二つのこと。それから荷さばきで、今まで7時だったのを6時にしますと、平日7時だとだいたい8割ぐらいの方が起きています。けれども6時ですと8割ぐらいの方が寝ています。そういうことを把握して荷さばきを早められるのか。しかも規制基準を超えている状態ですので、それを確認したいということです。

●イオン（山内） 規制基準を超えている認識がまずなかったというのが先ほどからいっているとおりでございます。それでもっと音を出してもいいと思っているということでは一切ございません。今いわれたように6時だと寝ておられる方も多いと思いますが、これが7時開店ではなくても7時からの入店については、通常のオープン営業でも開店前に集中することもあったものですから、特に開店前でいいますと通学・通勤等、周辺の交通関係から見ると集中させるよりも分散させたほうが安全かなという思いがありました。そういう観点から少しでも早くからさせてもらえればという思いで、今回の変更届を出させてもらったということです。

●松井副会長 実際に伏見の店舗もできないことはないのですけれども、荷さばきについては見たところ対策可能です。要するに今、防音壁など何も対策をされていませんね。

●イオン（木村） 防音壁というきちんとした対策は取っていません。

●松井副会長 単なる普通の壁があるだけです。

●イオン（木村） 下が2メートルぐらい高い壁ですので、その意味で遮音効果はあるのかなと思っています。

●松井副会長 実際に対策をすれば下げることが可能で、規制基準を超えているということを併せると、何らかの対策をされたほうがいいのではないかとというのが私のコメントです。そういうお考えは今のところまだわからないということによろしいですか。

●イオン（山内） 私も現地を見ていないことはないのですが、もう一度そのへんのところは現地を見たうえで、やって効果があること、また近隣の方々の要望等も踏まえて、前向きに検討したいと思います。ただ、ここでやるか・やらないか、イエスカノーかという答えは今のところ控えさせていただきたいということです。

●松井副会長 その回答というのは次回までにいただけると考えていいでしょうか。

●事務局 審議の途中で申し訳ございませんが、事務局からご説明申し上げます。次回の審議会では京都ファミリーが届出者説明の案件となります。さきほどからのご指摘につきましては、騒音規制法に基づいたお話であります。店舗運営の実態としてどういう対策ができるかということについて再度認識をし直したうえで、どのようにしていきますかという趣旨ではないかと思えます。ご指摘の点につきましては次回の審議会までに事業者からの報告が間に合うようであれば報告してもらおうということになると思えます。ただ、ご指摘の騒音規制法に基づいたの対応というのは、本審議会の審議を通じて指導というのはなかなか難しいところがあります。しかしながら、対応として十分なのかどうかについては確認していきますので、報告できる内容であるか調整したうえで、間に合うようであれば次回の審議会ということになると思えます。

期限を区切ってしまうと事業者もしんどいところがあると思えますので、その点につきましてはご理解を賜りたいと存じます。

●松井副会長 ぜひ、実際に住んでおられる方に聞いていただきたいのです。普通、住んでおられる方は我慢します。よほどのことがない限り日本人は苦情を訴えません。よほどのことがない限り、騒音で死ぬとも、病気になるとも思っていないのですけれども、騒音のリスクというのは大気汚染並みにあります。それを考えていただいて、事業者さんは、一步踏み込まれるとそういうリスクがあるので、そうならないように、ごく簡単に私が先ほど挙げた二つの対策などはできると思っていますから、ご検討いただきたいと思えます。

ただ、荷さばきについては開店時間を早くするというですと、どう考えても6時半ぐらいから始まってしまうわけです。あるいは6時から始まるわけです。すると8割ぐらいの方が寝ている状態で、敷地境界に住む方はもっと高いのですけれども60~70dBの音になると思

います。住宅地のところでも 60 を超えるようなことになっていましたので、睡眠妨害が毎日起こるといような可能性がある開店時間の前倒しということなのですけれども。

●イオン（木村） 荷さばきの荷降ろし音やドアの開け閉めはまったくそういう意識をもっていない方にやっていただいたときの数値ですので、そのあたりはソフト的な対応といたしますか、作業者の心がけひとつで低減できることはあると思いますので、そのあたりはしっかりとやっていきたいと考えております。

●松井副会長 そのあたりも含めてどのようにされるのか。具体的な対応と、ぜひともしていただきたいのは荷さばきをしているところに面しているお宅に、すでに変更されているわけですから迷惑がかかっているかどうか、かかっていないかどうかをご確認いただいたほうがいいのではないかと思います。特に土用・日曜は7時でも 50%以上の方が寝ています。そういう状態で迷惑になっていないかどうかです。限られたお宅だと思えますけれども、数軒です。マンションも面するところだと思えますので、そういうところに直接迷惑がかかっていないかどうかを尋ねられてはいかがでしょうか。これは私からのお願いです。以上です。

●市川会長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

●石原委員 ご説明ありがとうございます。単純な確認をさせていただきたいのですが、この開店時間を早めたことによって、平日の出勤時間のラッシュ時間帯に重なってくる実態があると思うのですが、そのときに例えば入庫待ちの車両が新たな渋滞を引き起こしていないかということ、実態としてどうなのかを確認させていただきたいということです。

●イオン（山内） 結論からいうと今のところ、そういう道路に車が並んで周辺交通に影響を起こすことはございません。先ほど申しましたように朝は食品売場だけでやっております。ですから朝の営業でたくさんの車両が来るといことは今のところございませんので、その点はスムーズに駐車場に入っているということです。

●石原委員 ありがとうございます。

●市川会長 ほかにいかがでしょうか。

●山田委員 ご説明ありがとうございます。開店時間の繰上げには直接関連しないとは思いますが、住民の方と店舗とのやり取りについておうかがいしたいと思えます。まず説明会においてさまざまなご意見が出て、それに対して検討しますとお答えになっているものが結構多い

わけです。先ほどのお話のように今お出でになっている方は直接その内容をご存じないのかもしれないかもしれませんが、そもそも「検討します」とおっしゃった事柄については、どのような形で住民にお知らせをするようにもともと予定されていたのでしょうか。

●イオン（山内） 今回の届出にかかわらず、お店のほうは店長、店の責任者が自治会長さんと連絡を取るようにはしてくださいと指導しています。当然お店のなかでは日頃から連絡を取り合っている店長さんもいれば、全然連絡を取っていないくて、今回届出に関して初めてとということもありますが、今後は地元との交流については店長店の責任者のほうに聞いてくださいといっています。今回も自治会長さんへの説明のときにいろいろご意見をいただいて、今回説明会でご意見をいただいたことについては、具体的にはお店のほうが自治会さんのほうに個別にお名前は聞いていなかったりしますので、自治会さんのほうにこういう形で対応したいということについては説明があがるようにしています。

●山田委員 まずは自治会長さんのところに説明に行くわけですか。

●イオン（山内） そうです。直接おうかがいするようにしていますので、基本的に自治会長さんを窓口に連携を取るような形を今店では取っています。

●山田委員 自治会というのはその地域の方々は、全員確実に意見をいったりする関係にあるのでしょうか。

●イオン（山内） それは地域によってさまざまだと思います。ただ、私どもは第一弾は自治会さんだと思っていますので、店がある自治会さんにまずは説明をして、そういう会長さんなどにも声をかけさせていただいているという形はしています。

●山田委員 ただ、これだけ店舗が早く開くことによって被る損害というのは各自のものです。自治会によってまとめてどうかというのではなくて、完全に各自の個人の権利に関わるものですので、自治会において意見が集約されるという前提は現代社会においては必ずしも妥当ではないところがありますし、それとの関係では回答に関してもどのように回答するのか。例えばこういうお店に関することですから店に検討結果をきちんと掲示するということもできますし、そういうレスポンスをどのようにするのか、あらかじめきちんと住民の方にお知らせできるような体制を取っていただければと思います。

もう一点は、先ほど松井副会長のほうからお話があったことと重なりますけれども、私も紛争解決に関していろいろ研究をしておりますが、黙っておられる方、表立って文句をいわない方が満足しておられるかということと全然そうではないというのが現状ですので、何か問題がある

場合にはもっとも利害関係の強い近隣の方には、例えばアンケート用紙を配るということでもいいと思いますので、個別に意見をうかがうというシステムをお考えいただければどうかと思います。これは単に私の意見でございます。そういう個別の対応というのはいかがでしょうか。

●イオン（山内） 先ほども特に近隣に迷惑がかかっていないのかどうか聞いてみたらどうかというご意見がございましたので、そのあたりは私どももいちばん近くに住んでおられる方にご迷惑をかけながら営業するというのは本意ではございません。それについてはお声を聞くという方向で、アンケートがいいのか、聞いて回るのがいいのか、そういうところは一度考えてみたいと思います。ただ、何も聞かずにそのまま放っておくのではなく、本当に大丈夫かどうか。騒音だけなのかということもございませし、そういうところはもう一度自治会だけではなく、何かお声を聞く方法を考えたいと思います。

私どもイオンの店舗では、目安箱ではないのですが店頭になんでもいいからご意見をくださいという箱を置いています。そこに書かれたことについては100%答えを、1週間か10日以内に店に貼り出すというルールがございませ。どのようなご意見もすべて回答を書いて貼っておりますので、そういう姿勢は私どもはもっているつもりですので、そういうところは今のご意見も踏まえてもう一度考えたいと思います。

●山田委員 ありがとうございます。おそらくそういう箱のようなものを十分置いていらっしゃると思うのですが、おそらくここで出てきている意見というのはそれまで箱の中に入っていないで、説明会になって出てきたというものもあるのだらうと思いますので、両面作戦でいていただければ大変ありがたいと存じます。

●市川会長 ほかにいかがですか。

●堀部委員 どうもありがとうございました。ここで話しているはずではないと思う質問がありまして、よくないということだらうと思うのですが、実は6時に時間を繰り上げて営業を開始されるのはお年寄りにとってもいいことだということで、ものを提供しておられるということもあるわけですが、実は片方で近隣には一般商業者がいます。そういった人たちに対してイオンさんはどのように考えておられるのか。私の立場ですので聞いてはいけないことは承知しておりますけれども、そのへんの感覚をご披露していただきたいと思います。

●イオン（山内） 地域によると思うのですが、私どもは面積が大きいから私どもが強いという考えはもっておりませ。うちが出ていくよりもっと早くから他社さんが進出しているところもございませから、うちが出ていったことがイコール近くの商店街が衰退するということは

考えておりません。かといってそれがゼロかというところではゼロではないと思います。そういうところは私どもではCNSとしての商売で地域と地元で展開されている商店街さんの営業の仕方と、やはり同じ商売ではないと考えております。イオングループは重なる部分もありますけれども、それなりに地域の皆様方との商売の仕方の違いがあると思っています。それは競争しながらも、そういう違いをもってやっていけるだろうということです。私どもは地域の重要な細かいところが十分できるはずもないのですが、そういうところはなんらかのサービスで対応させていただきます。

ただ、競争があってお互いにそういう競争が激しい可能性があるのは確かですけれども、それで100対0になるということではないと考えております。

●市川会長 ほかにいかがですか。委員の方からご意見がなければ一つだけ確認をさせていただきたいと思います。冒頭でこういう7時開店を今後も続けたいという内容のことをおっしゃったと思うのですが、今後も続けたいというのは来年も続けたいということなのか、あるいは暑い時期だけではなくて、もう少し広げたいというどちらの意味でしょうか。

●イオン（山内） 当初、会社側としては夏期限定だったのですが、お客様の声をいろいろかがうなかでずっと続ける。すなわち通年続けていきたいという思いがございます。今のところ、7時営業もほかの地域も原則通年で実施しているところで、通年でいかせていただきたいと考えております。

●市川会長 そのへんでいくとなると、こちらのほうに新たに申請をしていただく必要についてはいかがでしょうか。

●事務局 事務局から申しあげますと、今回届出自体につきましては夏期限定という届出ではございません。基本的には7時からとなります。ただ、時期に限らず続けていけるかどうか、夏期限定で毎年繰り返しということになるのか、実施してみてもどうかという話がありました。

当初から期間限定ということでしたら、例え何月何日までという形での届出になります。

これまでの状況を踏まえますと、通年で実施していける状況ではないかと思われまますので、続けられる限りについては今のままになると思います。

●市川会長 新たに申請しなくても、通年でしていただいてもよろしいということですね。

●事務局 届出上はそうなります。

●市川会長 いろいろ騒音についてはこのままではいけないというご意見もいただいたと思

います。事業者の方のほうでその点について、実効性のある、騒音を下げることができることは少しでも早くお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それではイオン洛南ショッピングセンター、イオンモール京都五条、イオン伏見店の3店舗の届出者からの説明を終了いたします。担当者の方、どうもご苦勞様でした。ご退席いただいて結構です。

●イオン ありがとうございました。

—— (担当者退室) ——

2 報告事項

京都ヨドバシビルにおける駐車場運営についての報告

●市川会長 続きまして議題2の「報告事項 京都ヨドバシビルにおける駐車場運営についての報告」です。提出資料に基づいて事務局から説明を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

●事務局 それでは事務局からご説明申しあげます。最初に、本日の審議会におきます報告につきまして、急きょ取りやめとなりましたことをお詫び申しあげます。

今回の件につきましては京都ヨドバシビルの駐車場運営について、事業者から報告をいただこうと考えておりました。実際に今回の計画につきましては、ヨドバシビルの駐車場は7階、8階、屋上と設置されています。現在、屋上につきましては軽自動車の駐車区画が設定されておりますが閉鎖となっておりますし、7階、8階につきましても駐車区画でほとんど利用されていない、あるいは駐車が難しい箇所があるとか、転回場所において接触する可能性が高いところがありました。全体といたしまして駐車場の運営の形を見直したいということがもとのスタートでございます。

屋上の部分は現在スロープを閉鎖し、エレベーターも止めている状態となっております、実際、7階、8階のみで運用しているという状況でございます。当初の想定と実際の車の来店状況が必ずしも同じではない、また来店客車両の車種もワゴンが多いのではないかとと思われる節があります。そうした現状を踏まえ、駐車場運営を見直す中で、仮に駐車区画が増えることになっても、同一建物内の駐車場で駐車台数が増えることについては、大店立地法では届出対象ではございませんので、法的な取扱いで言えば、事業者の意思で即実施が可能なこととなりますが、店舗運営が当初から変わるのであれば、実施前に審議会で説明してくださいということで事業者にも了解を得ておりました。

今回のことにつきましては、屋上部分をどのように再整備するのかという点を整理してきたところであった訳ですが、屋上全部を駐車区画として整備することに関しては建築基準法をはじめとして、各法令で再度確認をする必要が生じて参りました。屋上部分は避難場所としての役割を果たす意味でも空地が必要ではないかという整理でございます。そうした内容が審議会直前の庁内調整のなかで明らかになって参りましたので、改めて調整をし直すということになりました。すでに審議会に関する広報の後でございましたので、口頭での事情説明とお詫びということになってしまい、誠に申し訳ございません。本日の審議会での報告取りやめにつきましてはご容赦いただき、改めて十分精査した内容に基づいて事業者からの報告を予定しておりますので、ご理解賜りたく存じます。以上でございます。

●市川会長 続きまして報告の、資料3の件について事務局からお願いします。

●事務局 それでは続きまして資料3でございます。24ページでございます。これは平成24年5月28日に答申をいただきました、平成23年11月届出案件の「(仮称) ライフ北白川店に関する市意見通知」です。これにつきましては、本年の7月13日に市意見通知を行いまして、市意見なしということでございますが、付帯意見として「店舗周辺における西側及び南側の生活道路を来店客車両が常時往来することのないよう、店舗の来退店経路の周知徹底を行い、隔地駐車場の利用状況を確認するとともに、白川通に面した店舗入口における歩行者、自転車及び自動車の錯綜を回避し、交通安全の確保に努めることが望まれます。また、白川通に面した店舗入口付近に駐輪が常態化することのないよう、白川通の景観保全の面も含めた継続的な配慮が望まれます。加えて、オープン後の状況を踏まえつつ、地域住民との対話を絶やすことがないよう配慮が望まれます」ということで通知したものでございます。

なお、同店舗につきましては、審議会もしばらく休会でございましたので10月31日にグラウンドオープンしております。オープンの状況については事務局も確認したところでございますが、オープンするときには白川通に車が並んでいたという状況がございました。実際の状況を見ましたところ、従業員及び交通整理員が周辺状況に十分に配慮して誘導が行われていましたし、隔地駐車場については、自転車に対応するためその一部を活用するとともに、店舗前の白川通沿いの歩道に並ばないように誘導していたという状況でございます。交通安全や交通誘導に関しましては周辺住民からの情報や意見があるかと思われましたが、これまでのところ特にないということで、現状としては大きな支障はなく進んでいるのかなと考えております。

何回か訪問して様子を見ているところでございますが、夕方についてはたしかに車が増えていく状況ではございますけれども、今のところは当初なされた配慮の内容については鋭意やっていると考えてございます。現状としての新たな苦情はないと思っておりますが、今後とも車両誘導等交通安全の状況について把握に努めてまいりたいと考えております。

おめくりいただきまして 28 ページから資料4でございます。これは毎回提出させていただいております「立地法に係る計画一覧」でございます。手続き中の届出案件と審議会の今後の審議予定を掲載しております。縦覧中のものは6月届出の先ほど説明がありましたイオン3店舗、それから7月届出の京都ファミリーがございます。8月におきましてはJ R京都駅NKビルがございます。駐車場を削減する方向で整備をしていきたいという内容でございます。さらに今月末については、イズミヤ高野店から開店及び閉店時間を変更したい旨の届出の予定がございます。

審議予定といたしましては、12月につきましては諮問及び届出者説明（京都ファミリー）、併せましてイオン3店舗について宿題もありましたが、答申案検討のなかで審議をお願いしたいと考えてございます。年明けの1月におきましては先ほど申しあげましたJ R京都駅NKビルの届出者説明、京都ファミリーの答申案検討、イオン3店舗の最終答申案検討という流れでお願いしたいと考えております。

裏面の29ページにつきましては、それぞれの案件につきまして今後のスケジュール案でございます。以上でございます。

●市川会長 ただ今の事務局からの報告について、各委員におかれては何かご質問等がございますか。

——（委員から特に発言なし）——

3 その他

●市川会長 それでは次の議題に移ります。議題3「その他」です。何かございましたらご発言をお願いします。

●松井副会長 次回に資料なりを提出していただけるのでしょうか。

●事務局 イオンの件でございますか。

●松井副会長 はい。

●事務局 イオンの件につきましては、先ほどご指摘いただきましたように具体的な対策としてどう考えていくのかという話、それと近隣住民の方に説明という形でご意見を聞くという対応でございます。先ほど申しあげましたように時間の関係がどうなるかわかりませんが、事業者と話をしまして、間に合う分につきましては来月12月に報告していただきますが、間に合

わなかったとしても継続調整してまいります。報告が来月に全部できるかどうかはわかりませんが、いったん事務局にお任せいただきまして調整させていただきたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

●松井副会長 一点だけ、説明会で洛南ショッピングセンターのほうですが、「駐車場北側については騒音低減策を検討したいと思います」ということが7月の段階です。7月の段階で検討しますといわれているのですから当然やってあるはずだと思います。それぐらいは少なくとも出していただきたいと思います。

●事務局 わかりました。目視で確認する方向では対応していたと報告を受けていますけれども、事業者の対応としてどうなのかについて確認を取ります。

●松井副会長 イオン五条店も「対策を検討」と回答されておられます。

●事務局 わかりました。

●市川会長 それでは、これで本日の審議会を終了とさせていただきますが、その前に事務局から事務連絡等があれば発言願います。

●事務局（小山課長） 次回の審議会は年末の押し詰まった時期に恐縮ですが、改めて本日お配りしております日程調整表に基づきまして調整のうえ、開催場所も含めてご連絡さしあげたいと思いますのでなにとぞよろしくお願いいたします。

案件は、今回届出者説明のありましたイオン3店舗に関わりまして、本日の議論も踏まえた対応策も含めての答申案の検討、それから京都ファミリーに関わります諮問と届出者説明でございます。それから事務局より報告させていただきましたヨドバシビルに関します事業者からの報告になろうかと思えます。ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

●市川会長 次回の開催日と場所については、改めて事務局からご連絡いただけるとのことです。当日の議題は、本日届出者説明のありましたイオン3店舗の答申案検討と、京都ファミリーの届出者説明、ヨドバシカメラの報告となっております。

次回の審議会におきまして特に非公開とすべき部分もないように思われますので、公開としたいと思いますよろしいでしょうか。また次回審議会の出席機関についても従来どおり、指針の項目と関係の深い機関に出席をお願いしたいと思います。こちらもこれでよろしいでしょうか。

——（委員から特に発言なし）——

●市川会長 それでは次回審議会も公開とします。出席機関についても、事務局から関係機関の出席を求めてもらいます。

閉 会

●市川会長 それでは、これで第 123 回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。長時間どうもお疲れ様でございました。